

各 総 合 支 所 管 理 課
子 ども 若 者 支 援 課
保 育 課

保育所等における性被害防止対策カメラの設置拡充について

子どもの人権を最優先に守り、安全安心に過ごせる環境整備のため、保育所等における記録用カメラの設置を拡充します。

1 背 景

区は、子どものプライバシー保護及び性被害防止対策を図り、子どもの権利擁護を目的として、令和 6 年度に保育所等へ記録用カメラ及びパーテーションを設置しました。

記録用カメラは各施設 1 台ずつ設置しましたが、設置後、複数の箇所を撮影したいという声が施設から出てきており、各施設の状況に応じた対策強化が求められています。

2 拡充の内容

(1) 区立認可保育園等

記録用カメラ（固定式）を 1 施設当たり 1 ～ 3 台追加設置します。

主な設置場所は、トイレの出入口や午睡場所等です。

- ア 区立認可保育園（21 施設）
- イ 認定こども園（1 施設）
- ウ 港区保育室（9 施設）
- エ 児童館（4 施設）
- オ 子ども中高生プラザ（4 施設※¹）
- カ 児童高齢者交流プラザ（1 施設）
- キ 学童クラブ（8 施設※²）

※ 1 トイレの出入口に既存カメラがある施設を除く。

※ 2 小学校校舎内にある学童クラブ等を除く。

(2) 私立認可保育園等

希望する施設に記録用カメラ等の設置に係る経費を補助します。

補助上限：60 万円、補助率：1／2

- ア 私立認可保育園（11 施設）
- イ 小規模保育事業所（4 施設）
- ウ 認証保育所（4 施設）
- エ 病児保育室（3 施設）

3 事業規模

54,104千円

4 今後のスケジュール（予定）

令和7年 9月	令和7年第3回港区議会定例会（補正予算案の提出）
10月以降	契約手続（区立施設等） 補助金交付手続（私立施設）